


ひと・かがやき・みよしプラン

三次市人権教育・啓発推進プラン

～一人ひとりが かがやき 共に生きる ひとづくり・まちづくり～

平成17年3月

(平成19年3月改定)

 三次市

目 次

1	はじめに	1
2	人権教育・啓発の具体的な取り組み	1
3	人権課題に対応した取り組み	
	(1) 女 性	1
	(2) 子ども	2
	(3) 高齢者	2
	(4) 障害者	3
	(5) 同和問題	3
	(6) 外国人	4
	(7) その他	4
4	多様な機会を通じた取り組み	
	(1) 学校等	5
	(2) 地 域	6
	(3) 家 庭	6
	(4) 職 域	7
5	人権にかかわりの深い職業に従事する者に対する研修等...	7
6	プランの推進	
	(1) 推進体制	8
	(2) 国，県等関係機関相互の連携強化.....	8
	(3) プランの点検及び見直し	8

1 はじめに

三次市においては、市民だれもが人権尊重の理念について理解を深め、互いに認め合い、共に生きるひとづくり・まちづくりを目指し、平成16年7月に「三次市人権教育・啓発指針」を策定した。この指針に基づき、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための実施計画として、この推進プランを策定し、人権啓発への取り組みを推進することとする。

2 人権教育・啓発の具体的な取り組み

人権教育・啓発は、生命の尊さや個性の尊重といった人権一般の普遍的な視点から人権尊重の理念について訴えるとともに、具体的な人権課題に即し、親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、創意工夫をしながら家庭、学校、地域、職場など、あらゆる場において取り組みを進めていく必要がある。

3 人権課題に対応した取り組み

(1) 女 性

男女が対等なパートナーとして、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるよう、市と市民及び事業者が協力し合い「男女共同参画社会」の実現を目指すひとづくり・まちづくりが必要である。

本市は、この実現に向け「三次市男女共同参画推進条例」を制定し、取り組みを進めている。

今後、具体的施策として次の取り組みを推進する。

- ① 男女共同参画社会づくりに向けた学習・啓発活動を行う。
- ② 女性の生涯にわたる学習機会の充実を図る。
- ③ 男女協働の子育てを啓発し、育児負担の偏りを是正する。
- ④ 政策等の立案及び決定過程への共同参画を図る。
- ⑤ 男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性の社会参加促進のため、雇用環境の改善について啓発を行う。
- ⑥ 施策推進の拠点としての三次市青少年女性センターの機能拡充を図る。
- ⑦ 配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等に適切かつ迅速に対応し、被害者の安全確保と自立を支援するため、県立こども家庭センターや警察をはじめとした関係機関との連携を強化し、「女性相談」「人権相談」などの、相談体

制の充実を図る。

(2) 子ども

子育てに喜びや楽しみや夢が持て、安心して生み育てることのできる環境づくりを行うとともに、21世紀を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、その可能性を最大限に伸ばすことのできるひとづくり・まちづくりが必要である。

本市は、子どもや子育てにやさしい三次市の実現に向けた取り組みを進めるとともに、子育て支援策の充実を図っている。

今後、具体的施策として次の取り組みを推進する。

- ① 青少年健全育成のための人材を育て、育成のための啓発活動を推進する。
- ② 児童虐待防止ネットワークを築くとともに、子どもの人権の重要性について啓発を行う。
- ③ 子どもの権利条約の周知に努め、子どもの意見を市民一人の意見として尊重するなど、子どもの人権について社会全体の関心を高める。
- ④ 子どもたちが権利と義務の両面を自覚するよう啓発を行う。
- ⑤ 母子家庭をはじめとするひとり親家庭の自立支援のための施策を実施する。
- ⑥ 「子育て相談」「教育相談」「青少年相談」など相談体制の充実を図る。

(3) 高齢者

高齢者が、住み慣れた家庭や地域で健康で生きがいをもって暮らし、長年の経験と知識を生かすことができるひとづくり・まちづくりが必要である。

本市は、地域ぐるみで支えあう総合的な高齢者福祉の充実に努めている。

今後、具体的施策として次の取り組みを推進する。

- ① 高齢者の生活や福祉について関心と理解を深める。
- ② 認知症に対する正しい知識や理解を普及・啓発するとともに、認知症高齢者等の権利を擁護するため、成年後見制度の周知や権利擁護システムの構築を図る。
- ③ 高齢者の学習と発表の機会の充実を図る。
- ④ 子どもたちとの相互理解や連帯感を深めるため、交流の機会の充実を図る。
- ⑤ 高齢者の安定した雇用の確保の啓発を行う。
- ⑥ 高齢者への虐待防止や介護サービスをはじめとする保健福祉サービスについて、

三次市地域包括支援センターを中心に関係機関と連携し、的確な情報の提供や、「介護相談」「健康相談」「医療相談」などの相談・支援体制の充実を図る。

(4) 障害者

障害のある人が、安心していきいきと暮らすことができるひとづくり・まちづくりが必要である。

本市は、保健・医療・福祉の生活支援施策を推進するなど障害者福祉の充実に努めている。

今後、具体的施策として次の取り組みを推進する。

- ① ノーマライゼーションやリハビリテーションの考え方について啓発を行う。
- ② 障害者の就業機会を確保するための啓発を行う。
- ③ 障害者を含むすべての人が自由に行動し、社会参加ができるよう、ユニバーサルデザイン(※)の考え方について啓発を行う。
- ④ 障害のある子どもの保育の充実を図る。
- ⑤ 障害者が、自主的に社会参加できる環境づくりのための啓発を行う。
- ⑥ 障害者が地域において自立した生活を営むことができるよう、三次市障害者支援センターを中心に関係機関と連携し、的確な情報の提供や、「介護相談」「健康相談」「医療相談」などの相談・支援体制の充実を図る。

(※)「ユニバーサルデザイン」

すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくり、ものづくり、しくみづくりをしようとする考え方。

(5) 同和問題

市民一人ひとりが同和問題について正しく理解し、認識を深めるひとづくり・まちづくりが必要である。

本市は、人権意識の高揚を図るための教育・啓発に努めている。

今後、具体的施策として次の取り組みを推進する。

- ① 同和問題の正しい理解と認識を深めるための教育・啓発を行う。
- ② 地域の各種施設をコミュニティセンターとして利用し、啓発を行う。
- ③ 事業主に対し、公正な採用選考システムを確立し就職の機会均等が確保されるよう啓発を行う。
- ④ 「人権相談」など相談体制の充実を図る。

(6) 外国人

市民一人ひとりが異なる文化や生活習慣、価値観に対する理解を深め、地球市民として共に安心して快適に暮らすことのできるひとづくり・まちづくりが必要である。

今後、具体的施策として次の取り組みを推進する。

- ① 外国人に対する正しい理解と認識を深めるための啓発を行う。
- ② 各種の通知文書やパンフレット等の外国語版を発行するなど、暮らしやすい生活環境の整備を行う。
- ③ 外国人を対象に日本語学習支援を行う。
- ④ 市民だれもが満足できるユニバーサルデザインの一環として、外国人に対応できる市職員の養成を図る。
- ⑤ 定住外国人の参政権についての取り組みを進める。
- ⑥ 外国人労働者の雇用や労働条件の確保について、法令に基づき、事業主への普及啓発を行う。
- ⑦ 「外国人生活相談」「人権相談」など相談体制の充実を図る。

(7) その他

ア HIV感染者及び、ハンセン病患者・回復者等

感染や病気に対する誤った認識を取り除き、感染者・患者・回復者等に対し、正しく理解ができるひとづくり・まちづくりが必要である。

今後、具体的施策として次の取り組みを推進する。

- ① HIV感染症やハンセン病に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行う。
- ② 「健康相談」「人権相談」「医療相談」など相談体制の充実を図る。

イ アイヌの人々

アイヌの人々の持つ固有の言語や伝統ある豊かな文化や歴史を理解し、尊重するひとづくり・まちづくりが必要である。

今後、具体的施策として次の取り組みを推進する。

- ① アイヌ文化や伝統に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行う。

ウ 刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人が更生を果たすためには、本人の意欲だけでなく、本人を取り巻く地域社会の理解と協力が不可欠であり、人々が支えあって共に生きるひとづくり・まちづくりが必要である。

今後、具体的施策として次の取り組みを推進する。

- ① 刑を終えて出所した人に対する理解と社会復帰が図れるよう、関係機関と連携し、啓発を行う。
- ② 「人権相談」「生活相談」など、保護司会をはじめとした関係機関と連携し、相談体制の充実を図る。

エ 犯罪被害者等

犯罪に巻き込まれた被害者やその家族の権利が保護されるひとづくり・まちづくりが必要である。

今後、具体的施策として次の取り組みを推進する。

- ① 広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性について啓発を行う。

オ インターネットを利用した人権侵害

インターネットの発達にともない、誰もが自由に様々な情報に接することができるようになった反面、その匿名性を悪用して掲示板等に人権を侵害するような情報を掲載するなどの問題や、不正に個人情報入手しての詐欺などの事件が発生している。

今後、具体的施策として次の取り組みを推進する。

- ① インターネット利用者やプロバイダー(※)に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための啓発を行う。
(※)「プロバイダー」
インターネットへの接続サービスを提供する事業者。

カ その他

これらの他、新たに生じる人権問題などについても、それぞれの状況に応じて啓発を行う。

4 多様な機会を通じた取り組み

(1) 学校等

幼児期は、人間形成の基礎を培う大切な時期であることから、幼稚園・保育所においては、遊びを中心とした生活を通して身近な動植物に親しみ、生命の尊さ・大

切さに気付くなど、豊かな心を育むよう努める必要がある。

小学校・中学校及び高等学校においては、豊かな人間性を育成するとともに、自立心や責任感を身に付けていくことや道徳教育を充実し、人権への理解を深め、人権尊重の態度を培っていくことが大切である。

このため、次の取り組みを推進する。

- ① P T A人権教育講座など、人権に関する学習機会の充実を図る。
- ② 各学校において、人権教育を児童生徒の発達段階に応じてあらゆる教育活動に位置付ける。
- ③ 教職員の人権尊重の意識を高め、人権を尊重した学習環境の整備を進める。
- ④ インターネットなど情報化が進む中、個人の責任やモラルについて、正しく理解できる教育を進める。
- ⑤ スクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図る。

(2) 地 域

地域は、市民一人ひとりが、日常生活や地域活動等を通じて人権感覚を育てる大切な場である。特に子どもたちにとっては、思いやりの心や自立心を育み、社会性などを体験的に学ぶ場として重要な役割を担っている。このことから、地域においては、子ども会や自治会、P T Aなどによる人権にかかわる学習活動が展開されるとともに、社会奉仕活動、福祉体験活動、交流活動等が活発に行われることが大切である。

このため、次の取り組みを推進する。

- ① まちづくり懇談会など、人権に関する学習機会の充実を図る。
- ② 多様な学習情報・教材の提供を行う。
- ③ 住民の主体的な活動が展開されるよう指導者を育成する。
- ④ 地域での体験学習や外国人、高齢者、障害者等との交流を積極的に進める。
- ⑤ まちづくりサポートセンターの機能を拡充する。
- ⑥ 「地域相談」など相談体制の充実を図る。

(3) 家 庭

家庭はあらゆる教育の出発点であることから、親自らが模範を示していくことが大切である。温かい家庭のもとで家族の絆を深め、自己がかけがえのない存在であ

ることを知ること、他人もかけがえのない存在であることを実感するなど、生命を大切にすることを育むとともに、基本的な社会のルールを身に付けさせていくことが大切である。

このため、次の取り組みを推進する。

- ① P T A人権教育講座など、親子ともに人権感覚が身に付くよう家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供を図る。
- ② 親子の体験学習等を通じて、共に学んでいく学習機会の充実や情報の提供を図る。
- ③ 男性の家事・育児・介護への積極的参加を促すなど、共に協力しあう家庭づくりの啓発を行う。
- ④ 「子育て相談」「教育相談」など相談体制の充実を図る。

(4) 職 域

市内の各事業所においては、出身地や国籍等による不公正な採用や男女間の賃金・配置・昇進等における格差の是正、セクシュアル・ハラスメントの防止、メンタルケアなど職場で働く一人ひとりの人権が尊重される職場づくりや人権尊重の視点に根ざした企業活動を進めることが大切である。

このため、次の取り組みを推進する。

- ① 積極的に従業員等の研修が行われるよう促す。
- ② ユニバーサルデザインの積極的取り組みについて促す。
- ③ 地域でのイベントやボランティア活動への参加を促す。
- ④ 仕事と子育てが両立でき、子育てしやすい環境を整備するなど、働き方の見直しについて啓発を行う。
- ⑤ 「就職相談」「労働相談」など相談体制の充実を図る。

5 人権にかかわりの深い職業に従事する者に対する研修等

市職員、教職員、消防職員、医療・保健・福祉関係者など、人権にかかわりの深いすべての職員が人権尊重の視点から自ら担当する業務にあたることが大切である。

このため、次の取り組みを推進する。

- ① 市職員への研修の充実を図る。

② 消防職員，医療・保健・福祉関係者などへの研修の取り組みを進める。

③ 教職員への研修の充実を図る。

6 プランの推進

(1) 推進体制

このプランに基づき，市民だれもが互いに認め合い，一人ひとりがかがやき，共に生きるひとづくり・まちづくりを目指すという視点にたって「三次市人権施策推進委員会」を中心に全庁的な取り組みを推進する。

(2) 国，県等関係機関相互の連携強化

人権教育・啓発を総合的かつ効果的に進めるには，各実施主体が，それぞれの立場で相互に連携し，推進することが重要である。

このことから，各種相談窓口の充実等について国，県等の相談機関と連携しながら，相談体制をより一層強化する。

(3) プランの点検及び見直し

人権教育・啓発の推進状況を定期的に点検し，その結果を以後の事業に反映させる。

また，社会情勢の変化や国際的な動向等を考慮し，国及び県等と連携しながら，適宜このプランの見直しを行う。

三次市人権教育・啓発推進プラン

発行：三次市（市民生活部 ひとつくり推進室）

平成17年3月発行 平成19年3月改定

〒728-0013

三次市十日市東三丁目14番2号

TEL・FAX: 0824-64-2832

E-Mail: hito@city.miyoshi.hiroshima.jp